

いかるが

斑鳩



7月号の目次

- 2 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 策定
- 6 斑鳩町創業支援事業補助金
- 8 斑鳩文化財センターだより
- 9 図書館だより
- 10 住民活動センターだより
- 11 第71回 社会を明るくする運動
- 12 まちの情報
- 16 保健センターだより



未就園児体験保育「さくらんぼのつどい」

掲載しているイベント等の情報は、6月18日時点での情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。



第8期（令和3年度～令和5年度）

斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました

**誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、
生き生きとした生涯を送ることが出来る
まちづくりをめざして**

福祉課

（☎内線123）

わが国では、世界でも例を見ない速さで高齢化が進行しており、令和7年（2025年）には高齢化率が30.0%に達すると見込まれています。

第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画の期間として、第7期計画の取り組みをさらにすすめる、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」のネットワークとつながり、その人らしいくらしをいつまでも続けられる社会の実現をめざします。

また、本町のすべての住民が一人ひとりの尊厳の尊重と地域とのつながりを感じながら高齢期を迎えることができ、高齢になっても自立と社会参加が可能となる高齢者福祉の推進をめざします。

今月号では、この新しい斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画を中心にお知らせします。



第8期事業計画の概要



基本的な考え方と方向性

この計画は、介護保険の保険給付や介護予防などに関する介護保険事業計画と、自立生活の支援や生きがい対策なども含めた高齢者福祉計画を合わせ、総合的な事業計画として策定しました。

◎基本理念

「誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、生き生きとした生涯を送ることができるまちづくり」

◎施策の目標

① 社会参加と生きがいづくりの支援

- 地域でのふれあい・交流の促進
- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 就労・ボランティア活動への参加の促進

○ 活動の場の提供

② 健康寿命の延伸をめざした健康づくり・介護予防の強化

- 健康づくりの定着と疾病予防の強化

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 要介護状態の改善・悪化防止をめざした介護予防サービス

③ 心身の状態に応じた適切で効果的な介護サービスの提供

- 介護予防と自立生活を支援する居宅サービス

- 個人の生活と心身の状態をふまえた地域密着型サービスや施設サービス

- 安心して支援・サービスを利用できる体制の構築

- 介護人材の確保と資質の向上
- 介護給付適正化事業

④ 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

- 在宅医療・介護連携の推進

- 高齢者の居住安定に係る施策の推進

○ 高齢者の権利擁護の推進

- ⑤ 認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制の充実

- 認知症に関する啓発の推進
- 認知症予防の取り組みの推進
- 認知症ケア・認知症の人の介護への支援の充実

- 若年性認知症の人への支援と認知症バリアフリーの推進

⑥ 住み慣れた環境での自立生活の支援

- 生活支援体制整備の推進
- 在宅での自立生活の支援・地域でのふれあいの推進

- 外出の支援
- 家族介護者に対する支援

- 生活環境(住環境・都市環境)の整備

- 生活環境(住環境・都市環境)の整備

高齢者の人口推移等は・・・

斑鳩町の令和3年度以降における65歳以上(第1号被保険者)人口・要介護認定者の推計は左の表のとおりです。

今後も後期高齢者人口および要介護認定者は増加していく傾向にあり、それに合わせて介護サービスの需要やその費用も増加していくことが見込まれます。

高齢者人口、要介護認定者などの推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上人口 (第1号被保険者)	8,676人	8,655人	8,654人
うち75歳以上	4,632人	4,881人	5,098人
要介護・要支援 認定者	1,719人	1,763人	1,794人

主な介護保険サービスの見込み(居宅・施設サービス)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	5598.6回	5762.6回	5909.5回
訪問看護	1406.8回	1476.1回	1494.9回
通所介護	3458.3回	3510.7回	3569.5回
短期入所生活介護	651.0日	679.2日	694.5日
福祉用具貸与	484人	490人	495人
居宅介護支援	735人	758人	770人
特別養護老人ホーム	131人	132人	135人
老人保健施設	94人	96人	98人

※上記の数値は1月あたりの利用数(見込)

今後の介護保険のサービス量の見込みは

令和3年度と令和5年度の介護保険のサービス量を、これまでの給付実績、今後の高齢者数・要介護等認定者数推計、各種サービスの利用者数などをもとに算出した結果、左の表のような見込みになると考えています。

高齢者福祉サービスの推進

誰もが寝たきりや認知症にならず、健康で生き生きとした日々を送ることができるよう、次のような生活支援事業や介護予防事業、ひとり暮らしの高齢者等の安否を確認するためのサービスなどを提供していきます。

自立生活の支援

- 軽度生活援助事業
 - 訪問理美容サービス事業
 - 愛の訪問サービス事業
 - 乳酸菌飲料の配布(安全確認)
 - 緊急通報装置貸与事業
 - 配食サービス事業
- など

家族介護者に対する支援

- 家族介護教室の開催
 - 徘徊高齢者家族支援サービス
- など

介護予防事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・訪問型サービス
 - ・そうじ、洗たく等の支援
 - ・通所型サービス
 - 機能訓練や集いの場
- など

その他の事業

- 地域包括支援センターの機能強化
 - 高年齢者やその家族に対する総合相談、支援の窓口として、地域包括支援センターの機能強化をはかり、保健・医療・福祉・介護の向上と、高齢者の健康増進・介護予防に必要な支援を総合的に行う拠点として、主に次のような事業を実施します。
 - ・介護予防ケアマネジメント事業
 - ・総合相談・支援事業
 - ・虐待防止・権利擁護事業
 - ・地域のケアマネジャーの支援
- など
- 認知症ケア・認知症高齢者の支援の推進
 - ・認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、徘徊高齢者家族支援事業や、認知症に関する正しい知識の普及、認知症の予防に取り組みます。

社会参加と

生きがいづくりの支援

- 地域でのふれあい・交流の促進
 - ・百歳・米寿・結婚50年慶祝事業
 - ・敬老式典の開催
 - ・高齢者優待利用券等の交付
 - ・老人クラブ活動への助成
 - 生涯学習・生涯スポーツの推進
 - ・公民館教室・生涯学習講座の運営
 - ・高齢者スポーツ・文化活動の振興
 - 就労、ボランティア活動への参加の促進
 - ・シルバー人材センターへの助成
 - ・ボランティア活動への支援
 - 趣味や教養、スポーツ、ボランティア活動など、活動の場の提供
- など

高齢者に関する各種相談窓口

- 介護保険・高齢者福祉に関すること
- ・福祉課
- (☎内線123・126)
- 地域包括支援センター
- (☎0745⑭5666)
- 保健・健康に関すること
- ・保健センター
- (☎0745⑯0001)

令和3年度から介護保険料が変わりました

介護保険制度は、社会保険制度であり、加入者の保険料や公費によって、介護を必要とする人の負担を少なくしようとするものです。第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の約23%分をまかなうこととなりますが、高齢者や介護が必要な人(要介護認定者など)の増加とともに、介護サービスにかかる費用などの増加などが見込まれる一方、町民税の非課税世帯などに配慮した段階設定を行うこととしたことから、令和3～5年度の保険料基準額(第5段階の保険料)は、年額61,680円(月額5,140円)となり、各段階の保険料は下表のとおりとなりました。

みなさんが納められた保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

保険料段階	対 象 者	基準額に対する割合	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で、市町村民税非課税世帯の人 ・市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.29	17,880
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.43	26,520
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.65	40,090
第4段階	・本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人で、世帯は市町村民税課税の人	基準額×0.88	54,270
第5段階	・本人は市町村民税非課税、世帯は市町村民税課税の人(第4段階以外の人)	基準額×1.0	61,680 (基準額)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額120万円未満	基準額×1.16	71,540
第7段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	77,100
第8段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	92,520
第9段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	104,850
第10段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額420万円以上620万円未満の人	基準額×1.8	111,020
第11段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額620万円以上820万円未満の人	基準額×1.9	117,190
第12段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額820万円以上1020万円未満の人	基準額×2.0	123,360
第13段階	・本人が市町村民税課税で、合計所得金額1020万円以上の人	基準額×2.2	135,690

斑鳩町創業支援事業補助金

～創業や新規事業所の開設を支援します～

観光振興・地域経済の発展・雇用の促進を図るため、斑鳩町内において創業または新規事業所の開設を行おうとする事業者には、斑鳩町創業支援事業補助金を交付します。

問合せ 都市創生課
(☎内線295)

<重点創業促進事業>法隆寺周辺地区特別用途地区

観光振興に資する物品販売店舗、飲食店や宿泊施設等の
創業・新規事業所の開設

募集件数：1件

最大 **210万円補助** (補助率 1/2 以内)

※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業も可

上記以外の創業・新規事業所の開設

募集件数：2件

最大 **60万円補助** (補助率 1/2 以内)

※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可

①改修費 ②設備費・備品
購入費 ③感染症対策の
機器・備品購入費 ④賃借
料が補助対象です。



聖徳太子
1400年御遠忌
宣伝隊長
「うまやどさん」

◆申請について

【受付期間】

令和3年7月1日(木)～30日(金) 午前8時30分～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【提出先】

斑鳩町役場 都市創生課

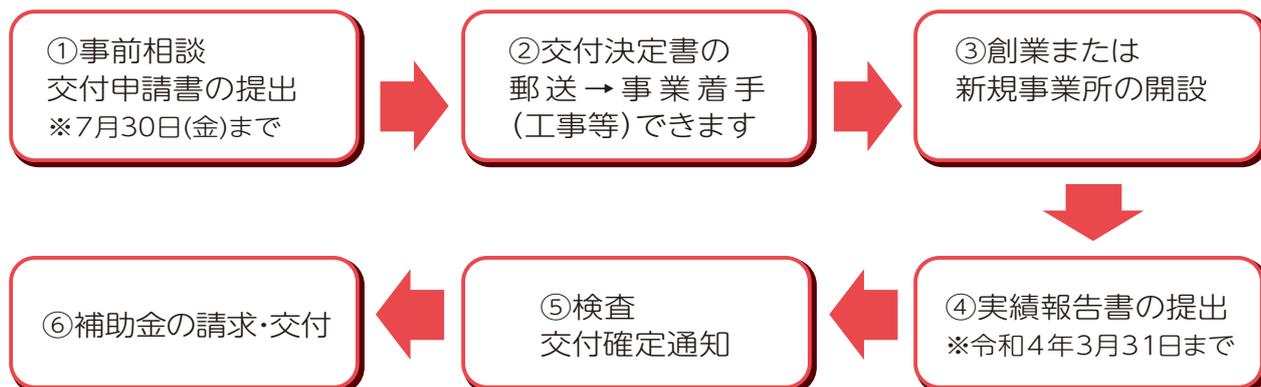
【注意事項】

・申請を希望する人は、必ず事前にご相談ください。(対象となるか確認を行います)

・申請より前に着工や創業・新規事業所の開設を行った場合は、申請できません。

※募集件数を上回った場合は、公開抽選となります。

◆手続きの流れ



斑鳩町創業支援事業補助金の概要

区分	＜重点創業促進事業＞ 募集件数：1件	＜左記以外＞ 募集件数：2件
対象地域	法隆寺周辺地区特別用途地区	町内全域
業種	I 物品販売業（観光振興に資すると認められるものに限る） II 飲食業 III 自家販売のための食品製造業 IV 美術品、工芸品の製作業または展示販売業 V ホテルまたは旅館業 VI その他、観光振興に資する用途で町長が認める業種	全業種 「斑鳩町創業支援事業補助金交付要綱」の趣旨に照らして適切でない業種は除く ※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可
補助の上限	210万円	60万円
補助対象経費	① 事業所の新設に伴う改修等に関する費用（不動産購入費、仮設店舗等設置費を除く） ② 設備および備品購入費（中古品購入費、車両購入費、汎用性が高く使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できないものを除く） ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるための機器・備品等の導入に要するもので下記に掲げる経費 ・パーティション、透明ビニールカーテン、アクリル板等の飛沫感染予防資材 ・自動型手指消毒設備、キャッシュレス化等の接触感染予防機器 ・換気扇、空気清浄機、窓等の空気感染予防設備 ・非接触型検温器、サーモカメラ等の感染が疑われる者の把握器具 ・感染拡大防止対策を講じるための機器・備品等で適当であると町長が認めるもの ④ 事業所に係る賃借料（事業開始後12か月分。共益費および駐車場使用料等は除く） ※ 重点創業促進事業は1か月あたり10万円（12か月で120万円）、重点創業促進事業以外の場合は1か月あたり5万円（12か月で60万円）を上限とします。	
補助額の計算	○ 次のアとイの合計額 ア 補助対象経費①～③ 補助対象経費の2分の1以内の額 イ 補助対象経費④ 補助対象経費の2分の1以内の額 （※アで算出した補助金額が上限となり、イのみの申請はできません）	

※詳しくは、斑鳩町ホームページ (<http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000002060.html>) をご覧いただくか、都市創生課へお問い合わせください。



竜田守谷古墳をご存じですか



今月号では、6月27日(日)まで開催していた、春季企画展「知られざる斑鳩の古墳 一斑鳩の古墳展②-」において、出土した土器が初公開となりました。竜田守谷古墳について、詳しく紹介します。



▲ 出土した須恵器

発掘調査の内容

竜田守谷古墳は、昭和60(1985)年、現在の龍田北2丁目の「緑ヶ丘住宅」の宅地造成工事に伴って、調査が実施されました。古墳自体は、すでに墳丘が削られ、かなり破壊がすすんでいて、古墳の形や規模などがわかりにくい状況でしたが、墳丘の外側を巡る溝と考えられる遺構から、直径または一辺12〜14mの円墳または方墳と推定されています。

埋葬施設は、石材の残りが悪い状況でしたが、玄室(石室の奥側の遺体を安置する場所)が長さ約3.3m、幅約1.3m、羨道(出入口部から玄室までの通路)が長さ約3.5m、幅約1.2m、全長約6.8mの横穴式石室でした。

出土遺物と造営年代

出土した遺物は少なく、そのうち古墳に直接関係する土器は、須恵器の坏蓋と短頸壺、平瓶の3点でした。奈良県立橿原考古学研究所から刊行された調査の概要報告には、6世紀後半頃の須恵器が出土したとあり、令和3年5月号広報でもそのように紹介をしましたが、土器を詳しく観察すると、7世紀前半頃のものとわかりました。また、その他に、木棺に使用されたと考えられる錆びた鉄釘や、

副葬品の一部と考えられる「刀子」と呼ばれる小型の刀の錆びた破片が出土しています。

竜田守谷古墳の意義

竜田守谷古墳は、7世紀中頃に造営され、国の重要文化財の指定を受けている三彩有蓋円面硯や、筆軸と考えられている管状ガラス製品など、貴重な副葬品が出土しました。聖徳太子の一族の墓ではないかと言われている竜田御坊山3号墳など、3基の古墳から構成されている竜田御坊山古墳群のあった丘陵とは、谷を隔てたすぐ西側の丘陵に立地しています。

また、竜田守谷古墳の所在する丘陵から南西方向に派生した小丘陵に所在する、瀧合(春日)神社の境内には、飛鳥時代のものと考えられている石室が露出する神代古墳があります。

こうしたことから、これらの古墳と同じく、7世紀前半頃から中頃の飛鳥時代に同じ地域に葬られた竜田守谷古墳の被葬者は、竜田御坊山古墳群の被葬者とも何らかの関係があったことも考えられ、斑鳩の飛鳥時代を考えるうえで重要な古墳となっています。

自衛官を募集します

自衛隊奈良募集案内所

奈良市高天市町11-1 高天飯田ビル

(☎0742-5701)

種目・受付期間(すべて締切日必着)

① 航空学生

7月1日(木)〜9月9日(木)

② 一般曹候補生

7月1日(木)〜9月6日(月)

③ 自衛官候補生

年間を通じて

④ 防衛大学校(一般)

7月1日(木)〜10月27日(水)

防衛大学校(推薦・総合選抜)

9月5日(日)〜10日(金)

⑤ 防衛医科大学校(医学科)

7月1日(木)〜10月13日(水)

防衛医科大学校(看護学科)

7月1日(木)〜10月6日(水)

※詳しくは、自衛隊奈良地方協力本部ホームページをご覧ください。か、電話でお問い合わせください。



奈良地本

検索





図書館へ行こう！

7月の図書展示(7月1日～7月31日※2日～10日は休館)

「夏休みの過ごし方」・「読書感想文課題図書」

7月のおはなし会について

おはなし会については図書館ホームページでお知らせします。



お知らせ

聖徳太子歴史資料室講座 受講者募集

「よみがえる至宝—法隆寺金堂壁画 原寸大撮影とコロタイプ」

本講座では、焼損前の姿を伝える貴重な写真原板と、復元を支えたコロタイプについて紹介します。

対象 町在住の一般成人・学生

日時 7月25日(日) 午後2時～4時

場所 いかるがホール研修室1・2

講師 藤岡 篤弘 氏
(株式会社便利堂 営業本部 営業課長)

定員 20人(先着順・無料)

申込 7月11日(日)～24日(土)に、電話・fax (0745-75-7735)・メールまたは図書館へ直接お申し込みください。(火曜日・祝日は、fax・メールのみ受け付けます)

※新型コロナウイルス感染防止のため、質疑応答の時間を省略し、事前質問にのみ回答します。質問がある場合は、7月18日(日)までに質問内容をお知らせください。

※期間前の申込は受付できません。

※定員になり次第、受付を終了します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により中止する場合があります。

ランキング4月

一般書 予約ベスト3

1位
「52ヘルツのクジラたち」
町田 そのこ



2位
「白鳥とコウモリ」
東野 圭吾



3位
「クララとお日さま」
カズオ・イシグロ



児童書 予約ベスト3

1位
「アスリートな動物図鑑」



2位
「オニタロウ」



3位
「カレンダー 吸血鬼は知っている」



電子図書館 貸出ベスト3

1位
「時給900円から1億円プレイヤーになった私の億を稼ぐ勉強法」



2位
「できる仕事がかどるExcelマクロ全部入り。」



3位
「ひとりでも行ける世界の絶景 (SAKURA MOOK)」



※図書館ホームページで、一般書・児童書の最新の予約ベスト10まで見ることができます。



協働のまちづくり



問合せ 住民活動センター（生き生きプラザ斑鳩内）

☎0745-70-0923（直通）

✉ ikarugakyodo@yahoo.co.jp

🌐 <http://ikaruga-kyodo.jimdo.com/>

7月1日から電話番号
が変わります。



住民活動センターは、住民活動の
相談窓口です。



気軽にご相談ください。

住民活動団体の登録窓口です。
57団体が登録。



登録団体の活動を
サポートします。

住民活動の情報発信を
しています。



「協働のまちづくりホームページ」
もご覧ください。

住民活動センター オープン5周年!!

平成28年7月に生き生きプラザ斑鳩
にオープンして5年。住民活動の拠点
として、これからも住民のみなさんと
ともに「より住みやすい斑鳩町」を
めざします！

活動に役立つ講座を
開催しています。



テーマの希望を
お寄せください。

新しい住民活動の立ち上げや、
行政との協働事業のサポートを
しています。

公開プレゼンの
様子



こんな事業・活動ができればという
アイデアを募集します。

活動提案事業団体「いかるがつな
がり隊」と協働で、ボランティア
のマッチングをしています。



ボランティアをしたい人、して
ほしい人を募集しています。

第71回 社会を明るくする運動

法務省保護局
公式Twitter
アカウント



法務省
公式YouTube
チャンネル



法務省保護局
公式Instagram
アカウント



7月は“社会を明るくする運動” 強調月間・再犯防止啓発月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。



犯罪や非行の背景には 生きづらさがあります

貧困・虐待・孤立・依存…。
犯罪や非行の背景にある、生きづらさはさまざまです。
例えば、お酒への依存をきっかけに犯罪に至った人は、もともと孤立の問題を抱えている場合が少なくありません。

小さな頃に受けた虐待やいじめの経験は、自分自身を大切に思い、他者の痛みに共感する気持ちを育むこととときに困難にし、そのことが犯罪に至るきっかけをつくることもあります。
これらの生きづらさに思いを寄せ、立ち直ろうとする人の生きづらさを包み込むコミュニティは、新たな被害者を生まない、新たな加害者も生まない、誰もが安全・安心に暮らせるコミュニティにほかなりません。



生きづらさに寄り添い 立ち直りを支援する方法は さまざまです

理解を深め見守る
自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解をお願いします。
SNSをフォロー拡散
法務省保健局のSNSで、立ち直り支援に関するさまざまな発信を行っています。



寄付で応援
1□1000円
からインターネットで気軽に寄付をすることが出来る仕組みです。寄付金は、全国の草根の立ち直り支援活動に大切に使われます。
イベントに参加
社会を明るくする運動のイベントやシンポジウムへの参加をお願いします。



立ち直れる。その思いをツナグ。

立ち直り応援基金

立ち直りを支援する 担い手になる

立ち直りを一番近くで見守る
保護司



立ち直りを地域で支えるボランティアです。
地域の事情などをよく理解し、保護観察官と協働して、保護観察を受けている人に面接を通じた助言や指導を行い、受刑者等が社会復帰する環境への働きかけなども行っています。



「就労」と「見守り」の
両方を担う
協力雇用主

犯罪や非行をした人を雇用することにより、自立や社会復帰に協力しようとする事業主です。

社会復帰する人の
居場所をつくる
更生保護施設

宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた指導や援助を行う民間の施設です。

地域のことを
ほうっておけない

更生保護女性会



地域の犯罪予防活動や更生支援を行う女性のボランティアです。

若い人の視点で
立ち直り支援に参加
BBS会

さまざまな問題を抱える少年たちの成長を助ける青年ボランティアです。

立ち直り支援の担い手はさまざまです。食育・スポーツ・アウトドアだっていい。立ち直り支援には、さまざまな人の関わりが大切です。

私たちの身のまわりでもさまざまな犯罪が発生し、増加しています。犯罪のない安心してらせる社会を築いていくためには、犯罪を取り締まるだけでなく、一度罪を犯してしまった人たちが二度と過ちを犯さないよう更生を支援すること、また、犯罪が起らない社会にしていけることが重要です。保護司は、犯罪や非行を生まない地域づくりのため、これらに努力しています。

生駒南地区保護司会

保護司による電話相談
更生保護「ひまわりテレホン」
0742-20-6000
月曜日～土曜日 午前9時～午後5時(受付時間)

ひまわりで悩まなくて済むください
・最低10分お話しください
・通話料はかかりません
・通話時間中に通話料がかかります
・通話料は通話終了後、お電話の着信履歴からご確認ください
・通話料は通話終了後、お電話の着信履歴からご確認ください
・通話料は通話終了後、お電話の着信履歴からご確認ください



- 主な連絡先**
- 斑鳩町役場 ☎0745-74-1001
 - 上下水道課(上水道係) ☎0745-74-1401
 - 上下水道課(下水道係) ☎0745-74-2406
 - 町立図書館 ☎0745-75-7733
 - 中央公民館 ☎0745-74-1511
 - 東公民館 ☎0745-74-4122
 - 西公民館 ☎0745-75-3911
 - 中央体育館 ☎0745-75-3100
 - 斑鳩文化財センター ☎0745-70-1200
 - 生き生きプラザ斑鳩 ☎0745-70-1000
 - 保健センター ☎0745-70-0001
 - 子育て支援課 (子ども家庭総合支援拠点) ☎0745-75-1152
 - 斑鳩町地域包括支援センター ☎0745-74-5666
 - 斑鳩町観光協会 ☎0745-74-6800
 - ふれあい交流センター いきいきの里 ☎0745-74-0990
 - 衛生処理場 ☎0745-74-2371
 - 西老人憩の家 ☎0745-74-1517
 - 東老人憩の家 ☎0745-74-5050
 - ふらっぴん♪ ☎0745-44-3177
 - いかるがホール ☎0745-75-7743
 - 三室休日診療所 ☎0745-74-4100
 - 斑鳩町シルバー人材センター ☎0745-75-0884

募集

家庭教育学級

「張り子で学ぼう」

「いのちの輝き」

中央公民館(水曜休館)

☎0745⑭1511

うだ・アニマルパークでは、「あらゆるいのちに共感し、いのちを大切にすることを育む」をテーマに「いのちの教育プログラム」を実施しています。その一端を、親子でかわい張り子に触れながら、楽しく実感していただければと思います。

日時 7月30日(金)

午前9時30分～11時

場所 中央公民館 大ホール

講師 うだ・アニマルパーク振興室

桂木謙一さん・森井祐幸さん

受講料 無料

お知らせ

結婚50年(金婚式)を

迎えられるご夫婦へ

福祉課(☎内線135)

斑鳩町では、結婚50年を迎えられるご夫婦に敬意を表し、記念品を贈呈させていただきます。

該当される人は、7月末日までに福祉課へ手続きをお願いします。

対象 斑鳩町に住所があり、昭和46年1月1日～12月31日に婚姻届を出されたご夫婦

持物

本籍地が町内の人：印かん
本籍地が町外の人：戸籍抄本など
婚姻届が確認できる書類

斑鳩町高齢者優待利用券の提示による法隆寺無料拝観の利用方法の変更について

福祉課(☎内線120)

斑鳩町高齢者優待利用券の提示による法隆寺の拝観方法が変更になります。

寺務所へ一度、お寄りいただき拝観券を受けていただいていたましたが、直接、各拝観入口へ行っていただけるところになります。

変更内容

《変更前》

寺務所で斑鳩町高齢者優待利用券を提示し、拝観券を受けて拝観入口へ行く。



《変更後》

西院伽藍、大宝蔵院、東院伽藍の各拝観入口で、斑鳩町高齢者優待利用券を提示し、拝観する。

変更日 8月1日(日)

※斑鳩町高齢者優待利用券は、70歳以上の高齢者に交付している顔写真付きのカードです。

● 広告枠 ●



第15期被害者支援ボランティアの募集

公益社団法人

なら犯罪被害者支援センター

☎0742-266935

なら犯罪被害者支援センターでは、犯罪や事故に遭われた被害者やその家族等を支援するための電話や面接による相談を行っています。

今回、被害者支援活動に携わるボランティアスタッフを次のとおり募集しますので、ご応募ください。

募集要領

募集期間 7月31日(土)まで

募集人数 20人程度

応募資格 県内在住の20歳〜70歳未満の人

応募方法 申込書に必要事項を記入のうえ、郵送またはfaxで応募してください。

被害者等支援員(ボランティア)の活動内容

犯罪被害者および家族や遺族等が抱える、悩みの電話相談や直接支援等

①電話相談

毎月2回程度(輪番制)

②直接支援等

病院や警察、裁判傍聴の付き添い支援などを行います。

その他 応募者には、書類選考のうえ面接を実施し、合格者には養成講座を受講いただきます。

講座日程

9月1日(水)〜12月8日(水)

午後1時30分〜3時40分

(計14回・原則毎週水曜日)

問合せ

公益社団法人 なら犯罪被害者

支援センター(奈良県公安委員会

指定犯罪被害者等早期援助団体)

T630・8215

奈良市東向中町6番地

奈良県経済倶楽部経済会館4階

☎0742-266935

fax 0742-7560

※電話受付時間は、平日午前10時〜午後4時。

7月の納税

納期限 8月2日(月)

○固定資産税(第2期分)

… 税務課(☎内線153)

○国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

(普通徴収・第1期分)

… 国保医療課(☎内線114)

○介護保険料

(普通徴収・第1期分)

… 福祉課(☎内線126)

お忘れなく納付してください。

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です

少年の健全な育成について、斑鳩町青少年問題協議会では、年間を通じて次の取り組みを行っています。

- 青少年の健全育成に関する啓発活動
- 西和警察・西和地区地域安全推進委員斑鳩支部との町内巡回活動
〈青少年の非行行為などの情報提供は、生涯学習課(☎内線223)へお願いします〉
- 青少年悩みごと教育相談(毎週火曜・金曜・土曜日 午前9時〜午後4時 中央公民館内)
〈申込不要・電話相談可能(☎0745-74-0077)〉

7月は差別をなくす強調月間です

差別をなくすには、差別に気づき、差別の現実を知ることが大切です。自分の人権が侵害されていないか、自分の周囲の人たちの人権は守られているのか、確かめてみることで。

日常の人とのかかわりのなかで、相手のちょっとした一言で傷ついたり、悲しんだり、怒ったりすることがあります。

自分の立場や気持ちを伝えると同時に、相手の立場や気持ちに気づくことも大切です。互いの人権を確かめあうことから始めましょう。

問合せ 住民課(☎内線163)

令和2年度情報公開制度の運用状況を公表します

斑鳩町公文書の開示に関する条例第19条および斑鳩町個人情報保護条例第24条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の運用状況を次のとおり公表します。

1. 公文書開示請求の件数および処理の状況 … 9件
 - 内訳 町長部局 開示：5件、一部開示：2件、非開示：0件
 - 教育委員会 開示：1件、一部開示：0件、非開示：0件
 - 農業委員会 開示：0件、一部開示：1件、非開示：0件
2. 公文書の開示に関する審査請求の件数および処理の状況 … 2件
 - 内訳 町長部局 一部認容：1件、棄却：1件
3. 公文書任意開示申出の件数 … 0件
4. 個人情報開示請求の件数および処理の状況 … 12件
 - 内訳 町長部局 開示：12件、一部開示：0件、非開示：0件
5. 個人情報の訂正および削除の請求件数並びに審査請求の件数 … 0件

**情報公開制度を
ご利用ください**

情報公開総合公開窓口

(総務課内)

(☎内線271)

情報公開制度は、斑鳩町が管理している公文書を公開することにより、町政に対する町民のみならず、皆さんの理解と信頼を深め、積極的な町政への参加に役立つように設けられた制度です。どうぞお気軽にご利用ください。

1 公開を原則とし、非公開とする情報は最小限にします。

2 個人のプライバシーの保護には最大限の配慮をします。

3 利用者にとってわかりやすく、より利用しやすい制度になるよう努めます。

利用時間 午前8時30分
～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

7月の相談

内 容	相 談 日	時 間	場 所	申 込
無料法律相談	13日(火)、20日(火)、27日(火) (電話予約申込順)	13:00～16:00	役場1階 第2会議室	住民課 (☎内線163)
消費生活相談	1日(木)、8日(木)、15日(木)、29日(木)	13:00～16:00	役場1階 第3会議室	申込不要 問合せ 安全安心課 (☎内線273)
人権相談	14日(水) (毎月第2水曜日)	13:00～16:00	役場1階 第3会議室	申込不要 問合せ 住民課 (☎内線163)
行政相談	6日(火)			
青少年悩みごと 教育相談	毎週火・金・土曜日	9:00～16:00*	中央公民館	申込不要 電話相談可能 ☎0745-74-0077
出前サポステ 若者自立の 無料相談	毎月第4金曜日 (祝日を除く)	10:00～12:00	中央公民館	☎0744-44-2055 fax0744-44-2056 (若者サポートステーションやまと)
創業支援相談	16日(金)	10:00～12:00	ふらっぴん♪	斑鳩町商工会 ☎0745-74-2500
子育て相談	毎月第2・第4 水曜日	9:00～16:00*	生き生き プラザ斑鳩 相談室	子育て支援課 ☎0745-75-1152
女性のための相談	30日(金) (第5金曜日)	13:00～16:00	役場会議室 または自宅など	予約専用 ☎0745-75-9269 休日を除く 8:30～17:30

*相談の時間が9:00～16:00の場合は、12:00～13:00の間は不在となります。



令和2年度 選挙人名簿抄本の閲覧状況

問合せ 斑鳩町選挙管理委員会(総務課内) (☎内線271)

公職選挙法第28条の4第7項および同法施行規則第3条の4の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲(投票区)
大阪府中央区備後町2-4-9 日本精化ビル6階 株式会社エム・オールビジネス 代表取締役 榎谷 忠則	政治・選挙に関する 統計調査、世論調査、 学術研究	令和2年 ①6月17日 ②9月17日	①1・3・5・7・9・11・13 ②2・4・6・8・10・12・13
東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨	政治・選挙に関する 統計調査、世論調査、 学術研究	令和2年 9月7日	8
木沢正男後援会 代表者 中原 義弘	政治活動・選挙運動	令和2年 ①9月8日 ②9月10日 ③9月11日 ④9月15日 ⑤9月17日 ⑥9月24日 ⑦9月25日 ⑧9月28日 ⑨9月29日 ⑩10月6日 ⑪10月8日 ⑫10月30日 ⑬11月9日	①～⑬全域
日本共産党浜まり子後援会 代表者 門田 正博	政治活動・選挙運動	令和3年 3月8日	全域

※利用の目的の詳細は町ホームページに掲載しています。

奈良県無料職業紹介所

求職登録を受け付けています

奈良県無料職業紹介所は、県が行う無料職業紹介です。専門のマッチングアドバイザーが、求人企業のニーズ、求職者の経験や将来の方向性を把握し、互いのニーズに合った紹介を行います。ご利用にあたっては面談が必要ですので、電話で面談日の予約をお願いします。

(事前に求職票をWeb予約後電話で面談日予約をしていただくことも可能です)

※詳しくは、左記のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.nara.jp/23913.htm>)



問合せ

○奈良市センター

(奈良市西木辻町93・6)

エルトピア奈良1階

(☎0742-235729)

○高田センター

(大和高田市幸町2・33)

奈良県産業会館3階

(☎0745-22007)

広報クイズ

Q 住民活動センターは、平成〇〇年7月にオープンして、今年で5周年を迎えました。さて、〇〇に入る数字は何でしょう。

〈7月14日(水)必着〉

応募方法 はがきにクイズの答え、住所、氏名、電話番号を書いて、「〒636-0198 斑鳩町役場・広報クイズ係」まで。正解者のなかから、抽選で2人に斑鳩町商工会で購入できる「斑鳩ブランド認定品」商品券1,000円分をプレゼントします。プレゼントの当選は、発送をもってかえさせていただきます。

6月号広報クイズの答 ③ (応募総数14)

町政や広報についてのご意見、ご要望も、お書き添えください。

町民憲章

(平成9年5月9日制定)

わたしたちは、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくります。

- 一、歴史と文化を大切に、貴重な遺産を次の世代に伝えます。
- 一、恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎのあるまちにします。
- 一、人権を尊重し、心のふれあいまちをめざします。
- 一、ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。
- 一、知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。



◀町の鳥「いかる」

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、熱中症予防を!

「熱中症」の大きな要因は、高温多湿な環境に長くいることで、体内の水分や塩分のバランスが徐々に崩れることによる「脱水症」です。炎天下の屋外だけでなく屋内でも発症することがあります。

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、熱中症を予防していきましょう。

熱中症予防のポイント

① こまめに水分補給

マスクをすると、のどの渇きを感じにくくなります。
のどが渇く前に、いつもより早めに、こまめに水分を取りましょう。



② 暑さを避ける

暑くならないようにエアコンを使い、暑い日・暑い時間帯の外出は避けましょう。
エアコンをつけている時も、感染症予防のために定期的に換気をしましょう。



③ 暑さ対策をする

涼しい服装を心掛け、外出時は日傘や帽子を忘れずに。
体調に異変を感じた時は涼しい場所へ移動して水分補給をしましょう。



④ 暑さに備えたからだづくりを

栄養バランスの良い食事を、1日3食しっかり食べましょう。
十分な睡眠をとり、適度に体を動かしましょう。



⑤ 日頃から健康管理を

熱中症も新型コロナウイルス感染症も、日ごろの健康チェックが
予防に役立ちます。
体調が悪いと感じたら無理せず休みましょう。



健康カレンダー

=健康マイレージポイント対象事業です

(事前申込要：電話申込可)

事業名	実施日	受付時間	対象者	内容など
乳幼児相談 (育児・栄養相談)	①7月16日(金)	9:30~10:30	就学までの児	○育児や食事のことなどについての相談 持物：母子健康手帳(身体計測希望の場合はバスタオル) 申込：各実施日の前日まで
	②8月10日(火)	13:30~14:30		
身体計測 	7月20日(火)	9:30~10:30	就学までの児	○身長・体重・頭囲・胸囲測定 持物：母子健康手帳、バスタオル 健康マイレージポイントカード 申込：7月19日(月)まで
助産師相談	7月21日(水) 7月28日(水) 8月4日(水)	9:30~10:30	妊娠中の人や 乳幼児の保護者	○産前・産後についての相談や母乳 育児・授乳などについての相談 持物：母子健康手帳、バスタオル 申込：各実施日の前日まで

健康相談 (事前申込要：電話申込可)

事業名	実施日	時間	定員	内容
こころの健康相談 (精神保健福祉士による)	8月3日(火)	13:00~ 15:00	2人	気分が落ち込みやすくなった、理由もなく涙が出る、最近家族の様子がおかしいなどの相談



ジカ熱・デング熱の運び屋 ヒトスジシマカにご注意

ジカウイルス感染症は、主に、ジカウイルスを持っている蚊に刺されることによって感染する病気です。感染しても約8割の人には症状が出ません。2割の人は蚊に刺されてから2～7日後くらいに発症します。

蚊に刺されないためには？

- 出かけるときは、長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出が少ない服装にしましょう
- 防虫スプレーや蚊取り線香なども役立ちます。



 =健康マイレージポイント対象事業です

■ がん検診(集団)予定表(事前申込要:電話・fax・メール申込可) 家族そろってがん検診!

事業名	実施日	受付時間	対象者	注意事項
大腸がん検診 	7月13日(火) 容器提出日	9:00～ 11:00	35歳以上	○容器は提出日1週間前までに保健センターで購入してください。(容器代220円) ※事前申込不要
子宮頸がん検診 	8月18日(水)	13:15～ 13:45	20歳以上の女性 (先着20人)	○乳がん検診を受けられない人 ・ペースメーカーを入れている人 ・乳房の手術を受けた人(しごりの切除などを含む) ・授乳中または断乳直後の人 ※乳がん検診を受診する人はバスタオル(検診時に使用します)を持参してください。 ○子宮頸がん検診を受けられない人 ・検査当日、生理中の人 ※子宮頸がん検診を受診する人は受診しやすいスカートを着用してください。 ※子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回です。申し込み時に必ず前回受診日をお知らせください。
乳がん検診 (マンモグラフィのみ) 			40歳以上の女性 (先着30人)	
子宮頸がん・乳がん (マンモグラフィのみ) セット検診 		40歳以上の女性 (先着60人)		

☆持物
健康手帳、健康マイレージポイントカード
☆結果
4週間前後で異常の有無にかかわらず、
☆通知
します
☆手話
通訳・託児
などが必要な人は事前申し込みが
必要です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご協力ください!

- ①検診当日の朝には、体温の測定をお願いします。受付時に体調について確認させていただきます。
- ②発熱や体調不良のある人は来所をお控えください。
- ③受付時間は厳守をお願いします。(密集を避けるため、人数制限を行いながら実施します)
- ④検診車内の消毒等を行いながらの実施となりますので、通常より検診の時間がかかります。
- ⑤検診来所時はマスクの着用をお願いします。

献血にご協力をお願いします!

暑い季節は献血にご協力いただける人が減少するため、血液が不足しがちになりますので、ご協力をお願いします。

日時 7月28日(水) 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 役場東側駐車場

対象 16～69歳の人(ただし、65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験のある人)

※ご本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証などを持参してください。

※日本赤十字社では、献血の受け入れにあたり、業務に従事する職員の体温測定を行うなどの、健康管理の徹底、献血会場への来所者に体温測定や手指消毒を依頼するなど、感染防止対策を講じています。



6/9

斑鳩西幼稚園 「さくらんぼのつどい」

「公立幼稚園ってどんな環境?」「幼稚園で同じ年頃の子どもたちと遊ばせたい」など、保護者のみなさんからのご要望により、令和3年度から未就園児の体験保育「さくらんぼのつどい」がはじまりました。

2回目の開催となる今回は、16人の子どもたちが参加しました。絵本や体操遊び、サーキット遊びで子どもたちは大はしゃぎ。幼稚園での楽しいひとときを過ごすことができました。

※毎回、いろいろな遊びを体験していただく予定ですので、ぜひ公立幼稚園での生活をお子さんと一緒に体験してください。

詳しくは、4月号広報お知らせ版をご覧ください。か、斑鳩西幼稚園(☎0745-74-3981)へお問い合わせください。



▲広報PDF

対象 町在住で3年保育入園を検討している保護者とお子さん(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)



広報

斑鳩

7月号

令和3年7月1日発行
(通巻670号)

人の動き

28,192人
(前月比 -1)
男13,369人
女14,823人

11,966世帯
(前月比 +4)
(令和3年5月31日現在)

問合せ
斑鳩町総務部総務課

〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町
法隆寺西3丁目7-12

☎ 0745-74-1001
fax 0745-74-1011

※かけ間違いに注意!

Eメール
info@town.ikaruga.nara.jp
ホームページ
http://www.town.ikaruga.nara.jp/



広告

*この「広報斑鳩」は毎月1日を挟む前後3日間(4月は1～3日、12月は26～28日)で、町内の全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。

問合せ: 総務課 (☎0745-74-1001 内線 271)